

2010年6月10日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2010年6月2日付けで諮問（第437号）された食品衛生営業施設等の指導に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京国税局長より、所得税法第235条及び消費税法第63条に基づき税務調査のため、生活衛生課で保有する食品営業許可台帳情報の照会がなされた。当該法令条文の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東京国税局長に食品営業許可台帳情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問する

ものである。

(2) 食品営業許可台帳情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

個人営業者の電話番号

廃止済営業施設に係る個人営業者氏名，住所及び電話番号

イ 目的外に提供する相手方

東京国税局長

ウ 目的外提供の根拠規定

所得税法第235条第2項及び消費税法第63条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る申請の根拠規定は，所得税法第235条第2項「国税庁，国税局又は税務署の当該職員は，所得税に関する調査について必要があるときは，官公署又は政府関係機関に，当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」及び消費税法第63条「国税庁，国税局，税務署又は税関の当該職員は，消費税に関する調査について必要があるときは，官公署又は政府関係機関に，当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。」とされており，帳簿書類等の閲覧等の協力要請を認めたものであるが，官公署及び政府関係機関はその要請に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件申請は，正当な協力要請権を有した東京国税局長によって税務調査の適正かつ迅速な対応のために行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件申請の具体的な必要性について東京国税局に問い合わせたところ，「調査内容の詳細については回答できないが，食品営業許可台帳は税務調査を行う上で必須となる情報であり，当該情報を基に調査を実施するため，情報が得られない場合には，調査の遂行自体が非常に困難になる。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり，ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の申請に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、目的外提供は、税務調査のために行うものであり、照会対象者に本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京国税局に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 閲覧・交付申請書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件申請は、正当な協力要請権を有した東京国税局長によって行われるものであり、本件申請の具体的な必要性については、「調査内容の詳細については回答できないが、短期間で入れ替わっている飲食店の税務調査を行う上で、食品営業許可台帳は必須となる情報であり、当該情報を基に調査を実施するため、情報が得られない場合には、調査の遂行自体が非常に困難になる。」とのことである。また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、食品衛生法の規定による営業許可に関する事務に係る個人情報であり、本件の税務調査に必要なことを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、税務調査のために行うものであり、実施機関では、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京国税局に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上